

「あおもりの漁師祭」運営管理及びイベント実施マニュアル制作業務仕様書

1 業務名

「あおもりの漁師祭」運営管理及びイベント実施マニュアル制作業務

2 業務の目的

本県水産業は、漁船漁業の不漁や気候変動による影響に加えて、漁業就業者の減少や高齢化など厳しい状況にある。

こうした中、漁師が主体となる「あおもりの漁師祭」（以下「漁師祭」という。）を開催し、水産物の消費拡大や漁業のPR、漁業就業者の増加を図るほか、今後の漁業者の自主的な取組を支援するため、同様のイベントを実施する際の参考となるマニュアルを作成することで、海業の活性化を目指すものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 「あおもりの漁師祭」の概要

日 程：令和7年10月5日（日） 10：00～15：00

場 所：あさむしまリーナ裏広場（青森市浅虫、イベント用地 14,850 m²）

主 催：青森県、「あおもりの漁師祭」実行委員会

昨年度来場者数：約 4,000 人

出店者数(予定)：約 20 者

5 委託業務の内容

受注者は、青森県（以下「発注者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに業務を行うこと。特に、運営管理に当たっては、円滑な運営に最大限努めるとともに、安全管理や防火処理、廃材・廃棄物の適切な処理等について留意すること。

（１）「あおもりの漁師祭」の運営管理

- ・漁師祭の会場設営及び運営管理を行う。
- ・「あおもりの漁師祭」実行委員会の打合せに参加し、企画などへの助言を行う。
- ・漁師祭会場内に、来場者向けのごみ箱、仮設トイレ（４棟）、手洗い場（２か所）の設置と撤去を行う。
- ・漁師祭会場にステージ(W4,000×D2,000×H450mm 程度、トレーラー型ステージも可)を製作、発注者が提供する看板（W3,000×H500mm）の設置と撤去を行う。
- ・ステージ及び会場への音響機器の設置と撤去を行う。
- ・スタッフが使用するインカム 10 台を準備する。

- ・食中毒や会場内での事故、その他漁師祭開催中に付帯する怪我等に対応するため、来場者 5,000 人を想定したイベント保険の加入を代行する。
- ・開催当日（説明及び搬出入時を含む）は、会場に連絡調整のできる責任者等を常駐させ、漁師祭の運営等に協力させること。
- ・受付等において個人情報扱うこととなった際には、個人情報の管理を適切に行うこと。

（２）「あおもりの漁師祭」の周知資材の作成と広報

- ・漁師祭のチラシ、ポスター、リーフレットのデザインと作成を行う。
 ア チラシは、A 4 版、両面刷り、マットコート 90K、部数 40,000 部
 イ ポスターは、A 2 版、マットコート 93.5K、部数 300 枚
 ウ リーフレットは、A 4 版、三つ折り、マットコート 110K、部数 5,000 部
- ・チラシは青森市東側地区の約 30,000 軒にポスティングする。
- ・作成したチラシ等のデザインをデジタルデータ（PDF 形式及び編集可能なデータ形式の 2 種類以上）で発注者に提供する。
- ・漁師祭の周知のため SNS 等を用いた広報を行うこと。なお、青森県水産振興課の SNS アカウントでの発信が可能であるほか、受注者の保有する媒体での広報等も可とする。

（３）水産物の消費拡大や漁業就業者の増加等に向けたイベントの実施マニュアル作成

- ・漁師祭と同様のイベントを実施する際に参考となるマニュアルを作成する。なお、マニュアルには、会場警備や駐車場整理、許認可関係など、イベントの企画運営に当たり必要な事項一式を盛り込むこと。

5 成果物

- （１）「あおもりの漁師祭」実施計画書及び報告書
- （２）「あおもりの漁師祭」周知資材
- （３）イベント実施マニュアル

※いずれも、印刷物と電子データの両方を提出すること

6 その他

- （１）本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- （２）受注者が本委託業務において制作したデータやデザイン等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は全て発注者に帰属する。
- （３）受注者は、受注者が本委託業務において制作したデータやデザイン等について、発注者並びに発注者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

- (4) 受注者が本委託業務において制作したデータやデザイン等は、受注期間中及び事業終了後、発注者が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に受注者の承諾なく、発注者又は発注者の指定する者が無償で二次使用や複製することができるものとする。
- (5) 受注者は、本業務に伴う成果品の著作権が受注者以外の者であるときは、当該著作権者から受注者又は受注者が指定する第三者に対して、成果物に係る著作権人格権を行使されないよう必要な措置を講ずること。

7 提出先

青森県農林水産部水産局水産振興課

【開催地図】

